別紙様式第７号の３（第 19 条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
現　金　預　け　金		預　　金	
現　　金		当　座　預　金	
預　け　金		普　通　預　金	
コ　ー　ル　ロ　ー　ン		貯　蓄　預　金	
買　現　先　勘　定		通　知　預　金	
債券貸借取引支払保証金		定　期　預　金	
買　入　手　形		定　期　積　金	
買　入　金　銭　債　権		そ　の　他　の　預　金	
商　品　有　価　証　券		譲　渡　性　預　金	
商　品　国　債		コ　ー　ル　マ　ネ　ー	
商　品　地　方　債		売　現　先　勘　定	
商　品　政　府　保　証　債		債券貸借取引受入担保金	
その他の商品有価証券		売　渡　手　形	
金　銭　の　信　託		コマーシャル・ペーパー	
有　価　証　券		借　用　金	
国　　債		再　割　引　手　形	
地　方　債		借　入　金	
短　期　社　債		外　国　為　替	
社　　債		外　国　他　店　預　り	
株　　式		外　国　他　店　借	
そ　の　他　の　証　券		売　渡　外　国　為　替	
貸　出　金		未　払　外　国　為　替	
割　引　手　形		そ　の　他　負　債	
手　形　貸　付		未　決　済　為　替　借	

証書貸付				未払法人税等	
当座貸越				未払費用	
外国為替				前受収益	
外国他店預け				従業員預り金	
外国他店貸				給付補塡備金	
買入外国為替				先物取引受入証拠金	
取立外国為替				先物取引差金勘定	
その他資産				借入商品債券	
未決済為替貸				借入有価証券	
前払費用				売付商品債券	
未収収益				売付債券	
先物取引差入証拠金				金融派生商品	
先物取引差金勘定				金融商品等受入担保金	
保管有価証券等				リース債務	
金融派生商品				資産除去債務	
金融商品等差入担保金				その他の負債	
リース投資資産				賞与引当金	
その他の資産				退職給付引当金	
有形固定資産				特別法上の引当金	
建物				金融商品取引責任準備金	
土地				繰延税金負債	
リース資産				支払承諾	
建設仮勘定				本支店勘定	
その他の有形固定資産				本店	
無形固定資産				在日支店	
ソフトウェア				在外支店	
のれん				小計	
リース資産				持込資本金	
その他の無形固定資産				繰越利益剰余金	
前払年金費用				その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産				繰延ヘッジ損益	
支払承諾見返	△			土地再評価差額金	
貸倒引当金					
本支店勘定					
本店					
在日支店					

在　外　支　店			
合　計		合　計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　リース取引の処理方法

⑦　ヘッジ会計の方法

⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　その他採用した重要な会計方針

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑺　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

⑻　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項

⑼　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第５号ロによる。

⑽　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

⑾　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

⒀　支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

⒁　支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。

⒂　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⒃　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

⒄　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

⒅　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の17から第８条の 22 まで、第８条の 25、第 56 条及び第 95 条の３の３に規定する企業結合に関する事項

⒆　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の23、第８条の 24 及び第８条の 26 に規定する事業分離に関する事項

⒇　資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は

一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

⑵1　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息	
買現先利息	
債券貸借取引受入利息	
買入手形利息	
預け金利息	
金利スワップ受入利息	
外国為替受入利息	
本支店為替尻受入利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
外国為替受入手数料	
内国為替受入手数料	
その他の役務収益	
その他業務収益	
外国為替売買益	
商品有価証券売買益	
国債等債券売却益	
国債等債券償還益	
金融派生商品収益	
その他の業務収益	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
株式等売却益	
金銭の信託運用益	
その他の経常収益	

経常費用		
	資金調達費用	
		預金利息
		譲渡性預金利息
		コールマネー利息
		売現先利息
		債券貸借取引支払利息
		売渡手形利息
		コマーシャル・ペーパー利息
		借用金利息
		金利スワップ支払利息
		外国為替支払利息
		本支店為替尻支払利息
		その他の支払利息
	役務取引等費用	
		外国為替支払手数料
		内国為替支払手数料
		その他の役務費用
	その他業務費用	
		外国為替売買損
		商品有価証券売買損
		国債等債券売却損
		国債等債券償還損
		国債等債券償却
		金融派生商品費用
		その他の業務費用
	営業経費	
	その他経常費用	
		貸倒引当金繰入額
		貸出金償却
		株式等売却損
		株式等償却
		金銭の信託運用損
		その他の経常費用
経常利益（又は経常損失）		

特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
金融商品取引責任準備金取崩額	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
金融商品取引責任準備金繰入額	
その他の特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益（又は当期純損失）	
繰越利益剰余金（当期首残高）	
本店への送金（本店からの補塡金）	
繰越利益剰余金	

（記載上の注意）

1　損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2　本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

⑴　直接経費（派遣職員給与等）

⑵　間接経費割当額

3　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

4　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

6　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

7　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

8　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第 51 項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

9　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

第２　　第　　期　決算公告（要旨）

年　月　日

住　所

銀行　　支店

代表者氏　　名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
現金預け金		預金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		コールマネー	
債券貸借取引支払保証金		売現先勘定	
買入手形		債券貸借取引受入担保金	
買入金銭債権		売渡手形	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		借用金	
有価証券		外国為替	
貸出金		その他負債	
外国為替		賞与引当金	
その他資産		退職給付引当金	
有形固定資産		特別法上の引当金	
無形固定資産		金融商品取引責任準備金	
前払年金費用		繰延税金負債	
繰延税金資産		支払承諾	
支払承諾見返		本支店勘定	
貸倒引当金	△	小計	
本支店勘定			
		持込資本金	
		繰越利益剰余金	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	

合　　計		合　　計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロによる。

⑶　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑷　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

⑸　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
（うち預金利息）	
役務取引等費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益	
（又は税引前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益	
（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。